

# 8. 障害児支援



# 8. 障害児支援



## 目次

Agenda

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 居宅訪問型児童発達支援
- (4) 保育所等訪問支援
- (5) 福祉型障害児入所施設
- (6) 医療型障害児入所施設

# (1) 児童発達支援



## 報酬等に関する見直し項目

- ① 児童発達支援センターの一元化
- ② 「中核機能強化加算」等の新設（児童発達支援センター）
- ③ 総合的な支援の推進
- ④ 「支援プログラム未公表減算」の新設
- ⑤ 「児童指導員等加配加算」の見直し
- ⑥ 「専門的支援加算」「特別支援加算」の見直し
- ⑦ 基本報酬における「時間区分」の創設（重心型を除く）
- ⑧ 自己評価・保護者評価方法の見直し
- ⑨ 「関係機関連携加算」の見直し
- ⑩ 「事業所間連携加算」の新設
- ⑪ 「医療連携体制加算（Ⅶ）」の見直し
- ⑫ 基本報酬における「定員区分」の見直し（重心型）
- ⑬ 「入浴支援加算」の新設（医療的ケア児等）
- ⑭ 「送迎加算」の見直し（医療的ケア児等）
- ⑮ 「共生型サービス医療的ケア児支援加算」の新設
- ⑯ 「強度行動障害児支援加算」の見直し
- ⑰ 「個別サポート加算（Ⅰ）」の見直し
- ⑱ 「個別サポート加算（Ⅱ）」の見直し
- ⑲ 「人工内耳装用児支援加算」の見直し
- ⑳ 「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」の新設
- ㉑ 「家庭連携加算」「事業所内相談支援加算」の見直し
- ㉒ 「子育てサポート加算」の新設
- ㉓ 「延長支援加算」の見直し
- ㉔ インクルージョンに向けた取組の推進
- ㉕ 「保育・教育等移行支援加算」の見直し
- ㉖ 「食事提供加算」の見直し（児童発達支援センター）
- ㉗ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

## (2) 放課後等デイサービス



### 報酬等に関する見直し項目

- ① 地域の障害児支援の中核機能の評価
- ② 総合的な支援の推進
- ③ 「支援プログラム未公表減算」の新設
- ④ 「児童指導員等加配加算」の見直し
- ⑤ 「専門的支援加算」「特別支援加算」の見直し
- ⑥ 基本報酬における「時間区分」の創設（重心型を除く）
- ⑦ 自己評価・保護者評価方法等の見直し
- ⑧ 「関係機関連携加算」の見直し
- ⑨ 「事業所間連携加算」の新設
- ⑩ 「通所自立支援加算」の新設
- ⑪ 「自立サポート加算」の新設
- ⑫ 「医療連携体制加算（Ⅶ）」の見直し
- ⑬ 基本報酬における「定員区分」の見直し（重心型）
- ⑭ 「入浴支援加算」の新設（医療的ケア児等）
- ⑮ 「送迎加算」の見直し（医療的ケア児等）
- ⑯ 「共生型サービス医療的ケア児支援加算」の新設
- ⑰ 「強度行動障害児支援加算」の見直し
- ⑱ 「個別サポート加算（Ⅰ）」の見直し
- ⑲ 「個別サポート加算（Ⅱ）」の見直し
- ⑳ 「人工内耳装用児支援加算」の見直し
- ㉑ 「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」の新設
- ㉒ 「個別サポート加算（Ⅲ）」の新設
- ㉓ 「家庭連携加算」「事業所内相談支援加算」の見直し
- ㉔ 「子育てサポート加算」の新設
- ㉕ 「延長支援加算」の見直し
- ㉖ インクルージョンに向けた取組の推進
- ㉗ 「保育・教育等移行支援加算」の見直し
- ㉘ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障



## 総合的な支援の推進 (運営基準の改正)

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、  
身体の健康等に関する **5領域を全て含めた総合的な支援を提供することが基本**

5領域…「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」  
「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

- 個別支援計画等において **5領域とのつながり**を明確化
- 事業所全体の支援内容を示す**プログラム**についても5領域とのつながりを明確化し、  
**インターネット等で公表**しなければならない

## 「支援プログラム未公表減算」の新設 (令和7年4月1日～)

上記プログラムの公表が**未実施の場合、報酬が減算** (所定単位数の85%で算定)



## 基本報酬における「時間区分」の創設 (主として重症心身障害児を支援する事業所を除く)

個別支援計画に定めた支援時間に応じ、区分を設ける

基本報酬	時間区分 1	30分以上	～	1 時間30分以下
	時間区分 2	1 時間30分超	～	3 時間以下
	時間区分 3	3 時間超	～	5 時間以下

※30分未満は算定対象から原則除外 ▶ 「欠席時対応加算(Ⅱ)」は廃止

※放課後等デイサービスの「時間区分3」は学校休業日のみ算定可能

※5時間を超えて支援する場合、延長時間ごとに「延長支援加算」の対象  
(放課後等デイサービスの平日は3時間を超えて支援する場合)

## 「延長支援加算」の見直し

基本報酬における最大の時間設定である **5 時間に加えて、計画的に支援**する場合  
(放課後等デイサービスの平日は 3 時間に加えて支援する場合)

延長支援 加算	延長時間		障害児	重症心身障害児 医療的ケア児
	1 時間以上	～	2 時間未満	92 単位/日
2 時間以上			123 単位/日	256 単位/日
30分以上	～	1 時間未満	61 単位/日	128 単位/日

(「延長30分以上1時間未満」は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能)

※ 職員 2 名以上を配置

うち 1 名は人員基準により置くべき職員 (児童発達支援管理責任者を含む) を配置

※ 延長する時間帯は、基本報酬で設定する時間帯の前後どちらでも可



## 自己評価・保護者評価方法の見直し (運用基準の改正)

- 事業所の**従事者による評価**を受けた上で、自己評価を行う
- 保護者評価を受けて改善を図る
- 自己評価、保護者評価、改善内容を、おおむね**1年に1回以上**、**保護者に示す**とともにインターネット等で公表



## 「事業所間連携加算」の新設

セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携し、  
こどもの状態や支援状況の共有等の**情報連携**を行った場合の加算

- ① コーディネートの中核となる事業所として、**会議を開催**する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

**事業所間連携加算 (I)** 500単位/回 (月1回を限度)

- ② 上記①の**会議に参画**する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより**支援に反映**させた場合

**事業所間連携加算 (II)** 150単位/回 (月1回を限度)



## 「医療連携体制加算 (VII)」の見直し (認定特定行為業務従事者による支援)

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対して **認定特定行為業務従事者** が、医療機関等との連携により、  
喀痰吸引等を行った場合の **加算額が充実**
- 主として重症心身障害児を支援する事業所 (**重心型事業所**) においても **算定可能** となる

医療連携体制加算 (VII)	250 単位 / 日
----------------	------------

※ 医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定不可

# (1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス



## 重心型事業所の基本報酬における「定員設定」見直し

主として重症心身障害児を支援する事業所（重心型事業所）の

基本報酬における定員の設定が **3人単位刻みに緩和**

基本報酬	定員		児童発達支援	放課後等 デイサービス (平日)	放課後等 デイサービス (学校休業日)
	5人	▶	5人以上7人以下	2,131単位/日	1,771単位/日
6人					
7人					
8人	▶	8人以上10人以下	1,347単位/日	1,118単位/日	1,299単位/日
9人					
10人					
11人以上		11人以上	850単位/日	692単位/日	817単位/日

※重心型事業所の基本報酬については「時間区分」なし



## インクルージョンに向けた取組の推進 (運営基準の改正)

- 支援を通じて、保育所等への移行等インクルージョン推進に取り組む
- インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画を作成し、支援を実施する

### 《参考》運営基準 (抜粋)

障害児が、(各サービスを) 利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めなければならない。

## （３）居宅訪問型児童発達支援

### 報酬等に関する見直し項目

- ① 総合的な支援の推進
- ② 「支援プログラム未公表減算」の新設（令和7年4月1日～）
- ③ 訪問支援時間の下限（30分）設定
- ④ 「訪問支援員特別加算」の見直し
- ⑤ 「多職種連携支援加算」の新設
- ⑥ 「強度行動障害児支援加算」の新設
- ⑦ 「家族支援加算」の新設
- ⑧ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

## （４）保育所等訪問支援

### 報酬等に関する見直し項目

- ① インクルージョンに向けた取組の推進
- ② 訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限（30分）の設定等
- ③ 「関係機関連携加算」の新設
- ④ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入
- ⑤ 「訪問支援員特別加算」の見直し
- ⑥ 「多職種連携支援加算」の新設
- ⑦ 「ケアニーズ対応加算」の新設
- ⑧ 「強度行動障害児支援加算」の新設
- ⑨ 「家庭連携加算」の見直し
- ⑩ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

## （４）保育所等訪問支援



### 訪問先と連携した個別支援計画の作成等（運用基準の改正）

個別支援計画は保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行う

### 訪問支援時間の下限設定（運用基準の改正）

訪問支援時間は**30分以上**とする

## （４）保育所等訪問支援



### 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入（運用基準の改正）

- 自事業所が提供する支援の質について**自己評価**を行い、常にその改善を図らなければならない
- 保護者による評価、訪問先による評価**を受け、その改善を図らなければならない
- おおむね**１年に１回**以上、自己評価、保護者評価、施設評価、改善の内容を、  
**保護者、訪問先施設に示すとともに、インターネット等で公表**しなければならない

### 「自己評価結果等未公表減算」の新設（令和７年４月１日～）

上記の自己評価結果等の公表が**未実施の場合、報酬を減算**（所定単位数の８５％で算定）



## （５）福祉型障害児入所施設

### 報酬等に関する見直し項目

- ① 移行支援計画の作成
- ② 「移行支援関係機関連携加算」の新設
- ③ 「体験利用支援加算」の新設
- ④ 「職業指導員加算」の見直し
- ⑤ 家庭的な養育環境の確保
- ⑥ 「小規模グループケア加算」の見直し
- ⑦ 基本報酬の見直し
- ⑧ 「強度行動障害児特別支援加算」の見直し
- ⑨ 「要支援児童加算」の新設
- ⑩ 「家族支援加算」の新設
- ⑪ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障
- ⑫ 「経過的サービス費」の廃止

## （５）福祉型障害児入所施設



### 移行支援計画の作成（運用基準の改正）

- 15歳以上の入所児童について、自立した日常・社会生活への移行について支援するための個別の計画（**移行支援計画**）を作成し、同計画に基づき移行支援を進める
  
- 児童発達支援管理責任者は、
  - ・ **アセスメントを行い**、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常社会生活へ移行するために必要な支援内容を検討
  - ・ 必要な取組、留意事項その他必要な事項を記載した**移行支援計画の原案を作成**
  - ・ 計画作成後、実施状況の把握を行うとともに、解決すべき課題を把握し、**6か月に1回以上、計画を見直し**、必要に応じて変更を行う

## （５）福祉型障害児入所施設

### 「移行支援関係機関連携加算」の新設

移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する**会議を開催**し、移行支援に関して**連携・調整**を行った場合

移行支援関係機関連携加算	250単位／日（月に1回を限度）
--------------	------------------

### 「体験利用支援加算」の新設

強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス**利用体験時に**、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への**付き添い**等により支援を行った場合

体験利用支援加算（Ⅰ）	宿泊施設等での体験利用 （グループホームや短期入所を含む）	700単位／日 （1回3日まで、2回を限度）
体験利用支援加算（Ⅱ）	日中活動の体験利用 （生活介護や就労継続B型を含む）	500単位／日 （1回5日まで、2回を限度）

## （５）福祉型障害児入所施設



### 家庭的な養育環境の確保（運営基準の改正）

できる限り良好な家庭的環境の中で支援を行うよう努めなければならない

### 「小規模グループケア加算」の見直し

家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価を見直し

小規模グループケア加算（Ⅰ）	定員 4 ～ 6 名	320 単位 / 日
小規模グループケア加算（Ⅱ）	定員 7 ～ 8 名	233 単位 / 日

※専任の児童指導員又は保育士を 1 以上配置

サテライト型	定員 4 ～ 6 名	378 単位 / 日
--------	------------	------------

※専任の児童指導員又は保育士を 3 以上配置（うち 2 は兼務可）

## (5) 福祉型障害児入所施設



### 基本報酬の見直し（主として知的障害児に対して支援を行う場合）

ケアの小規模化を推進する観点から、**定員の区分（11人～40人の規模）**をきめ細かく設定

基本報酬	定員		知的障害児
	5人以上9人以下	▶	5人以上9人以下 957単位/日
10人	10人 837～1,727単位/日		
11人以上20人以下	<b>11人以上15人以下</b> 665～1,109単位/日		
	<b>16人以上20人以下</b> 645～1,075単位/日		
21人以上30人以下	<b>21人以上25人以下</b> 837単位/日		
	<b>26人以上30人以下</b> 812単位/日		
31人以上40人以下	<b>31人以上35人以下</b> 700単位/日		
	<b>36人以上40人以下</b> 665単位/日		
⋮	⋮		⋮

## （５）医療型障害児入所施設

### 報酬等に関する見直し項目

- ① 移行支援計画の作成
- ② 「移行支援関係機関連携加算」の新設
- ③ 「体験利用支援加算」の新設
- ④ 家庭的な養育環境の確保
- ⑤ 「小規模グループケア加算」の見直し
- ⑥ 「強度行動障害児特別支援加算」の見直し
- ⑦ 「要支援児童加算」の新設
- ⑧ 「家族支援加算」の新設
- ⑨ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障